

## 放課後等デイサービス・マザーズやしろ 運営規程

### (目的)

第1条 有限会社ハーヴェストが設置するマザーズやしろ（以下「事業所」という）において実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という）にもとづく放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）及び障害児の意向、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた放課後等デイサービス計画を作成し、これにもとづき障害児に対して指定放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。

(2) 事業所は、利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。

(3) 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする

- ① 名称 「マザーズやしろ」
- ② 所在地 福井県福井市福1丁目1002

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

- ① 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を順守させるための必要な指揮命令を行う。

- ② 児童発達支援管理責任者 1人（常勤）

児童発達支援管理責任者は、指定放課後等デイサービスにかかる通所支援計画（以下「放課後等デイサービス計画」という）の作成に関する業務の他に、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- ③ 保育士又は児童指導員、障害福祉サービス経験者（常勤又は非常勤）  
 （常勤 1 人以上、常勤換算 2 人以上、2 人以上のうち半数は保育士又は児童指導員）  
 保育士又は児童指導員、障害福祉サービス経験者は、指定放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対して専ら指定放課後等デイサービスの提供に当る。
- ④ 指導員 1 人以上又は配置なし（常勤又は非常勤）  
 指導員は、指定放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対して専ら指定放課後等デイサービスの提供に当る。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
 但し、4/29,30、5/3,4,5、8/14~16、11/8,9,10、12/30~1/3、を除く。場合により土、日曜日も営業する。
- ② 営業時間 11:00~19:00 までとする。  
 但し、長期休暇及び振替等の学校休校日は 9:00~17:00
- ③ サービス提供時間
- |                     |               |             |
|---------------------|---------------|-------------|
| ●平日                 | 放課後・・・小・中・高校生 | 14:00~18:00 |
| ●長期休暇及び振替等の学校休校日、祝日 | ・・・小・中・高校生    | 9:00~17:00  |

（利用定員）

第 6 条 事業所の利用定員は 10 名（小・中・高校生の合計 10 名）とする。

（指定放課後等デイサービスの主たる対象者）

第 7 条 指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、障害児（18 歳未満の知的障害児及び発達障害児）とする。

（指定放課後等デイサービスの内容）

第 8 条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次の通りとする。

- ① 個別療育（療育目標を設定した個別プログラムに沿って支援を行う。  
 学習療育、音楽療育、スポーツ療育、プログラミング、面接練習、カウンセリング）
- ② 集団療育（仲間作り、集団の中で個人の役割、自己の能力を社会の中で発揮していくための活動などのソーシャルスキルトレーニング）
- ③ 関係機関との連携  
 保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

④ 健康状態の確認

⑤ 送迎サービス

福井市内に限り、距離を考慮したうえで送迎を行う。

⑥ 相談、助言に関すること。

障害児及びその保護者に対する療育、生活の相談・助言

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定放課後等デイサービスを提供した際は保護者から定める負担額上限月額の範囲内において当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に交付する。

(3) 事業所は、次に定める費用については保護者から徴収するものとする。  
指定放課後等デイサービスで提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

(4) 本条第(3)項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(5) 第(1)項から第(3)項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は福井市全域、坂井市および鯖江市の一部とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動等を行ってはならないものとする。

(2) 障害児が指定放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう、説明を行うものとする。

①室内外の機器等の使用にあたっては、従業者の指示に従うこと

②火気の取り扱いに注意すること

③利用児の体調・健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること

④その他業務上必要な指示に従うこと

(緊急時等における対応)

第12条 事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供中に障害児の病状の急

変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関又は主治医及び家族に連絡する等して緊急搬送等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対応)

第13条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業員及び利用者に周知する。

- (2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- (3) 医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じる。

(苦情解決)

第15条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- (2) 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- (3) 事業所は、提供した指定放課後等デイサービスに関し、法の規定により、福井県又は市町が行う報告若しくは帳簿書類、その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して福井県又は市町が行う調査に協力するとともに、福井県又は市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行うものとする。
- (4) 事業所は、福井県又は市町から求めがあった場合には、前項の改善の内容を速やかに報告する。
- (5) 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんに協力する。

(事故発生時の対応)

第16条 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに県、市町、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- (2) サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(第14条に規定する障害児の人権の擁護、虐待の防止等を含む)の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年1回

(2) 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(4) 事業所は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する指定障害福祉サービス事業所等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておく。

(5) 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、障害児に対する放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存する。

①指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録

②放課後等デイサービス計画

③市町への通知に係る記録

④身体拘束等の記録

⑤苦情の内容等の記録

⑥事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ハーヴェストと事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日一部改訂する。

この規程は、平成30年12月1日一部改訂する。